

北海道旭川市①

1. 事業内容

担当課等	経済観光部 産業振興課 TEL : 0166-25-7047 FAX : 0166-26-7093
助成事業名	新製品等開発・研究促進補助金

2. 助成事業の内容

助成対象者	<ul style="list-style-type: none">・様々な製品作りに向けた企画・設計から試作開発までに要する経費について、研究開発費も含めて補助の対象としています。・助成対象者は以下の通り<ol style="list-style-type: none">① 市内に主たる事業所を有し、市内において1年以上操業している中小企業者。② 市内に事務所を有する中小企業団体であって、その構成員の過半数が製造業あるいは情報通信業を営む中小企業者であること。③ 市内在住かつ、1年以上市内で操業している個人事業主。 ※いずれの場合も市税を滞納していない（市税を納税している）ことを条件とします。 <ul style="list-style-type: none">・採択予定件数は、7件程度（うち連携事業枠2件程度，食関連事業枠2件程度，一般事業枠3件程度）
助成内容	<ul style="list-style-type: none">● 対象となる事業<ol style="list-style-type: none">① 新製品等にかかる研究開発事業② 新製品等の改良に係る事業③ 新製品に関するデザイン開発事業④ 機械、器具または装置の省力化、高性能化または自動化のための技術の研究または開発● 対象となる経費<ol style="list-style-type: none">① 原材料・副資材費② 機械装置費③ 工具器具費④ 外注加工費⑤ 外注デザイン開発費⑥ 工業所有権導入費⑦ 性能検査費⑧ 委託費⑨ 旅費（事業に係る調査・打合せにかかる経費）⑩ 直接人件費（総事業費の25%以内とする。ただし申請者がソフトウェア業または情報処理・提供サービス業の場合においてはこの制限は適用しない）
助成期間	・交付決定の日から2013年3月31日まで
助成金額、補助率	・必要経費の1/2以内（上限 連携事業枠・食関連事業枠 200万円，一般事業枠 100万円）
産業財産権の帰属	・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・2012年度：4月16日～5月16日
審査（選考）方法	・書類審査及び申請事業者へのヒアリング

申請に係わる必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助金交付申請書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書（直接人件費を計上する場合は、「新製品等開発・研究促進補助金における直接人件費の算定について」を参照の上、別途積算書を合わせて提出） ④ 法人の全部事項証明書の写しあるいは登記簿謄本の写し ⑤ 個人事業の開廃業等届出書など1年以上の操業が確認できる書類（個人事業主の場合） ⑥ 市税の納税証明書（完納）補助申請時点で最新のもの
支払い方法等	・事業終了後精算払い（補助金交付決定額内の概算払いも可能）

4. 実績・資料等

採択件数、金額	・2012年：8件 ※個別金額は非公開
応募件数	・2012年：11件
事業予算規模	・1,100万円
パンフ等の有無	・産業振興課のHP上で情報を公開 (http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/sangyousinkou/)

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助事業の変更の届出（事業内容の変更や中止・廃止の際はあらかじめ所定の様式で補助事業の変更申請書を提出し、承認を受けて下さい） ② 補助事業の実績報告書の提出（補助事業が完了した日から30日以内に所定の様式で完了報告書を提出してください） ③ 文書の保存（補助事業にかかる経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳票等を整備して、補助事業終了後の翌年度から5年間保存しなくてはなりません）
----------	---

6. 今後の計画・予定等

計画・予定等	・未定
--------	-----